

新潟市南区みなみ一で地域応援隊実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市（以下「市」という。）が実施する「新潟市南区みなみ一で地域応援隊」（以下「応援隊」という。）について必要な事項を定める。

(隊員の委嘱)

第2条 応援隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者のうちから市長が選任し、委嘱する。

- (1) 地域の活性化や南区特産物の発信に意欲があり、誠実にかつ、主体的に活動に取り組むとともに、行政と連携した活動を行う意思があること。
- (2) 活動する地域の特性や風習を尊重し、地域住民との良好な関係を構築するよう努力する意思があること。
- (3) 委嘱時に、満年齢18歳以上であること。
- (4) 健康面において活動に支障がないこと。
- (5) 普通自動車運転免許を有し、日常的に運転ができること。
- (6) パソコン（メールの送受信、エクセル及びワード）の基本操作及びSNS等を活用した情報発信ができること。
- (7) 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号）の対象となる人で、特別交付税措置に係る地域要件確認表の適用対象を満たし、委嘱時及び任期中に新潟市南区に住民票を異動することができること。

2 第1項の規定による隊員の選任は、公募によるものとし、その募集の方法、選任の手続等は、別に定める。

(隊員の任期)

第3条 隊員の任期は、会計年度内の必要な期間とし、委嘱の日から最長1年とする。ただし、補欠の隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、1年を超えない範囲内で、任期を更新することができる。この場合において、任期の更新は、通算して3年を限度とする。

(隊員の職務等)

第4条 隊員は、市と連携し次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 新潟市南区の地域活性化に資する活動
- (2) 新潟市南区のまちづくりに資する活動

2 市長は、隊員を補助し活動の支援をするため、担当する職員（以下「担当職員」という。）を南区役所内に置く。

3 活動については、隊員と担当職員の協議のうえ実施する。

- 4 隊員は、月単位の活動計画書を作成し、前月25日までに市へ提出する。ただし、隊員の委嘱を受けた月の活動計画書については、別に市が指定した日までに提出するものとする。
- 5 隊員は、活動報告書を作成し、活動を行った日ごとに担当職員の確認を受け、月次報告書にまとめて翌月5日までに市へ提出する。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、隊員に対し、臨時の活動報告書の提出を求めることができる。
- 7 活動に係る費用の支出は、市の予算の範囲内とし、隊員と担当職員の協議のうえ、担当職員が行う。

(隊員の活動日数及び時間)

第5条 隊員の活動時間は、おおむね週30時間とし、月の活動日数は20日とする。

- 2 前項の月の活動日数は、月の1日から末日までを期間とする。

(隊員の報償費)

第6条 市長は、隊員に対し、活動の対価として報償費を支払う。隊員の報償費及び支給方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 報償費は月額233,000円とする。
- (2) 月の活動日数は、第4条第5項の月次報告書により確認するものとし、月の活動日数が月20日に満たない場合は、1日当たり11,650円の日割り計算により支給する。
- (3) 報償費の支給日は、活動月の翌月20日とする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その日前で最も近い金融機関の営業日とする。

(隊員の活動に使用する車両)

第7条 隊員は、活動に使用する車両を用意する。

- 2 市は、隊員に対し車両経費として次の各号のとおり算出した額を、前条に規定する額とは別に報償費として支払う。
 - (1) 第7条第1項の車両を賃貸借などにより用意した場合、車両費として月額25,000円を限度として実費分を支給する。
 - (2) 第7条第1項の車両にかかる燃料費を月額10,000円とする。ただし、月の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり500円の日割り計算により支給する。この場合において、月の活動日数は、第4条第5項の月次報告書により確認するものとする。
- 3 車両経費として支払う報償費の支給日は、活動月の翌月20日とする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その日前で最も近い金融機関の営業日とする。

4 活動中に発生した交通事故等の対応については、隊員が行うものとする。

(隊員の住居)

第8条 隊員が自ら居住するために隊員名義により住宅を借り受け、家賃を支払う場合、その居住借上げにかかる費用について、月額55,000円を限度として支給する。

2 隊員は、住居に関する経費のうち前項に規定する経費以外の経費を負担する。

3 隊員は、委嘱時及び任期中は第1項の住居を住民票の住所とすること。

(秘密を守る義務)

第9条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も、また同様とする。

(隊員の辞任及び解嘱)

第10条 隊員は、任期中に自己の都合により辞任しようとするときは、辞任しようとする日の30日前までに市に申出て、必要な手続きをとらなければならない。

2 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、30日前までに隊員に通知したうえで解嘱することができる。

(1) 活動の状態が良好でないとき。

(2) 健康上の理由で、活動に支障があるとき。

3 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに隊員を解嘱することができる。

(1) 活動の状態が良好でなく、活動を怠ったとき。

(2) 隊員としてふさわしくないと市長が認める非行のあったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が、隊員としての適性を欠くと認めるとき。

(庶務)

第11条 隊員に関する庶務は、新潟市南区役所地域総務課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。